

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和元年 1 2 月 2 日

奄美市農業委員会

第 1 1 回定例総会議事録

署名委員 中 棚 昭三十

署名委員 肥後 安美

奄美市農業委員会第1回定例総会議事録

1. 招集日時 令和元年12月2日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所5階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

土浜 良二

5. 議事に参与した者

事務局長 用稻 工巳 事務局次長 池 秀平
住用分室長 原 俊三 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

・12月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第65号 農業振興整備計画変更申請に伴う意見について

(編入)

議案第66号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について

議案第67号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は15人です。総会は成立いたしました。
これから、令和元年第11回定例総会を開会いたします。
それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、2番 中棚 委員と、3番 肥後 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第63号から議案第67号までの5件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第63号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたしますがN0.43に会長の調査報告案件が含まれているので、先にN0.43を進めます。

(議長交代)

議長	(榮会長代理) それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(用稲局長) (事務局の朗読及び説明) 17ページ. NO. 43につきましては売買による所有権の移転でございます。 土地の所在は笠利町笠利の1筆1634㎡で農振地区でございます。 取得後の作物はさとうきび・野菜・たんかんです。 以上1件でございます。 農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべて満たしていると考えます。
議長	(榮会長代理) それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。
13番	(吉委員) NO. 43について調査報告を致します。 受人に11月22日午後4時頃に自宅で話を聞いてきました。 申請書に書いてあるとおりで、農業に意欲的に取り組んでいます。本人は後継者がいないため将来、農業ができなくなる時は手放すとの事です。 現在は野菜や果樹を栽培していますが、土地が増えたので今後はサトウキビも増やしたいとの事でした。 今回の申請は規模拡大のためで、特に問題はないと思います。 次ぎに渡し人について11月30日午後7時頃に直接会って話を聞くことができました。申請書の土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等の記載内容には間違いのないとの事でした。 次ぎに土地について、受人の立ち会いの下11月22日午後4時30分頃申請地を確認しました。現在休耕状態でありましたが、一部は受人が作付け準備のために草刈りをしてありました。 許可が下り次第タンカンを栽培したいとの事でした。 申請地は周辺の農地への影響もなく問題はないと思います。

<p>議長</p>	<p>農地法第3条の調査書については、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。</p> <p>(榮会長代理)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。ご質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第63号農地法第3条の規定による許可申請NO.43については、許可することに賛成の方の挙手を求めます</p> <p>(全員挙手)</p> <p>よって議案第63号農地法第3条の規定による許可申請NO.43については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>(議長交代)</p> <p>(吉会長)</p> <p>続きまして3条の規定による許可申請NO.41、42、44を議題といたします。</p> <p>それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>2ページ. NO.41につきましては売買による所有権の移転でございます。 土地の所在は名瀬の和光町の2筆で面積が295㎡で農振地区外でございます。</p> <p>取得後の作物はポンカン・タンカン・マンゴーです。</p> <p>10ページ. NO.42につきましては贈与による所有権の移転でございます。 土地の所在は笠利町和野の1筆1325㎡で農振地区でございます。 取得後の作物はさとうきびです。</p> <p>25ページ. NO.44につきましては贈与による所有権の移転でございます。</p>

	<p>土地の所在は笠利町節田の1筆2776㎡で農振地区でございます。</p> <p>取得後の作物はさとうきびです。以上3件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべて満たしていると考えます。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。</p>
11番	<p>(中山委員)</p> <p>NO.41について報告します。</p> <p>11月25日9時30分頃、受人と現地でお会いして申請書の内容について確認しました。</p> <p>今回の申請は7、8年前に渡し人から売買の話があり代金の7割ほど支払い、その後は受人が耕作しているという事で、登記終了後に全額を払うことにしてあったと言う事ですが、登記の依頼先が今日まで登記書類をそのままにしていたため今回の申請に至ったという事であります。</p> <p>渡し人について報告します。11月18日17時30分渡し人に直接お会いして話を聞くことができました。</p> <p>土地の所在、権利の設定等に係る対価等、記載内容に間違いはないという事であります。以上です。</p> <p>土地について、申請地は車で10分程度の所で周囲は住宅地であり、鉄骨造りのビニールハウスでマンゴーを栽培し、きれいに管理されています。</p> <p>高齢の夫婦であります。耕作に問題はないと考えます。</p> <p>農地法第3条の調査書については、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。</p>
3番	<p>(肥後委員)</p> <p>NO.42について、受人、渡し人、土地について調査をいたしましたので順次報告いたします。</p> <p>受人に11月29日9時30分、前回留守のため再調査を致しました。</p> <p>この土地は、母が嫁入りの時実家から戴いてずっと今まで移転未登記のまま、自分の土地としてビニールハウスを建てて使用していたもので、渡し人</p>

から促されて今回の申請になったとの事でした。申請内容に間違いはないとのことで、特に問題はないと考えます。

渡し人には11月28日18時30分自宅へ訪問して話を伺いました。

今回の申請については祖父が娘の嫁入りの時贈与したもので、相続で渡し人の所に登記がされていますが、祖父の意思どおり現在耕作している孫の受人に登記移転をしようとするもので、受人は今後自分の土地として営農に励んでほしいとの事でした。申請書には間違いのない事を確認致しました。

土地について11月29日受人に会った後、10時に確認に行きました。

申請地にはビニールハウスが3棟建っており、うち2棟はビニールもかけてありました。草もきれいに刈られて植え付け準備がされておりました。

ハウスは大分、古くなっていますので、順次使用不能なものから撤去してサトウキビに植え替えるものと思われます。

農地法第3条の調査書については、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

10番 (泉委員)

NO.44について調査報告を致します。

11月20日11時40分受人に直接お会いしてお話を聞く事ができました。いずれにしても意欲的に取り組んでおり、今回の申請も規模拡大のためですので、問題ないと思います。

その他農作業への常時従事することや、耕作地への距離などからしても問題ないと考えます。

渡し人について報告します。

11月22日14時に渡し人に直接お会いしてお話を聞くことができました。

土地の所在及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのない事でした。

贈与に関しては、親が自営業をしているときに受人に譲り、所有権の移転がされていなかったのが今回の申請に至ったとの事です。

土地について報告します。

11月22日14時30分現地を確認しました。

現地は現在サトウキビが栽培されており今後とも当地でサトウキビを栽培するとのことでした。また、申請地は1種農地でもあり、周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

推進委

(上原委員)

員

NO. 42の申請のかがみと13ページの名前と年齢が違いますが、どちらが正しいのですか。

事務局

(竹田笠利分室長)

訂正させていただきます。申請のかがみが正しいので修正をお願いします。

議長

(吉会長)

他にございませんか

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第63号農地法第3条の規定による許可申請NO. 41、42、44については、許可することに賛成の方の挙手を求めます

(全員挙手)

よって議案第63号農地法第3条の規定による許可申請NO. 41、42、44については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第64号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

<p>事務局</p>	<p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p> <p>(用稲局長)</p> <p>34ページ. 議案第64号農地法第5条の規定による許可申請の NO. 25につきましては、鹿児島市のお住まいの譲渡人の所有する土地、181㎡を売買により譲り受け一般住宅を建築したいという申請でございます。</p> <p>申請地は名瀬市街地からトンネルを抜け有屋町に入った仲勝川の近くに位置します。</p> <p>申請地は都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>42ページ. 議案第64号農地法第5条の規定による許可申請の NO. 26につきましては、名瀬にお住まいの譲渡人の所有する土地、314㎡を売買により譲り受け海ぶどう育苗施設を建築したいという申請でございますが、すでに平成15年から施設を建設し使用しており、始末書が添付されております。</p> <p>申請地は名瀬根瀬部の海岸沿いに位置し、道路に囲まれており、農振農用地区域内の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。以上2件でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(吉会長)</p> <p>それでは、順次申請人及び土地の順に担当調査委員による調査意見の報告を求めます</p>
<p>7番</p>	<p>(前山委員)</p> <p>NO. 25について、11月24日、日曜日16時頃電話で確認いたしました。地番、面積、対価等間違いありませんのでよろしくお願ひしますという事でございます。</p> <p>本人は現在賃貸マンションに住んでいるという事だそうです。</p> <p>土地につきましては、先ほどありましたように、土地区画整理事業区の中にある農地で、宅地造成をしてそのままの状態、事前着工もありません。何ら問題はなかろうかと思ひます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>NO. 25について調査報告します。</p>

11月15日13:25に鹿児島市にお住まいの譲渡人に電話にてお話しを聞くことができました。

譲渡人の住所の確認、移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等の記載内容にも間違いのないと確認いたしました。

委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

6番 (西委員)

NO.26について調査報告をします。

12月1日日曜日17時頃、受人に直接お会いしまして仕事場の方でお話しを聞く事ができました。

申請の理由としては、現在、車エビ、もずく及び海ぶどうの養殖及び、販売の事業をしていますが、育苗棟の敷地として今後も利用していきたいという事です。始末書も添付されておりますが、内容はその通りでありますので間違いありませんという事です。

土地の所在、権利の設定等の係る対価等、記載内容に間違いのないという事です。

土地について報告します。

12月1日17時頃、申請地は仕事場の隣接地にあります。

海沿いに面している場所で、周りはエビの生け簀や倉庫に隣接しています。以前は砂地のため、らっきょ等が栽培されていましたが、他の作物には適していない土地であると思われました。特に問題ないと思います。

7番 (前山委員)

NO.26の譲渡人について報告いたします。

11月18日17時頃、行政書士の事務所を訪問いたしまして、本人に話を伺いました。

始末書に書かれているとおり、親の代から名義変更されていなかったという事で今回の申請に至ったという事でございます。

申請書のとおり間違いありませんので、よろしくお願いいたしますという事でございました。以上です。

議長 (吉会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第64号農地法第5条による許可申請については、許可することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果これを許可することに決定いたしました。

日程第6

議案第65号奄美農業振興地域整備計画の変更(編入)について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

52ページ議案第65号 奄美農業振興地域整備計画の変更(編入)について農業振興地域からの編入申請がなされたことに伴い、奄美市長から奄美農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求められています。

52ページをお開き下さい。

申請者は笠利町辺留の方で、畜産基盤再編総合整備事業導入のための編入申請となっております。

土地の所在は笠利町大字和野の1筆16445㎡でございます。

詳しくは農林水産課の方が見えておられますので説明をお願いしたいと思います。

農林水
産課

(久保田係長)

事業計画書が添付されております。本件につきましては、畜産基盤再編総合整備事業を活用するという事で、着工は令和5年9月から令和6年3月までの期間です。事業導入にあたって農振地域の編入を事前に済まして下さいと県から指導を受けているという事で申請に至っております。

議長

(吉会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

1 2 番

(寺師委員)

この土地を盛り土する場合は、土はどこから持ってきますか。

この事業で排水が整備されるという事ですが

農林水
産課

(久保田係長)

この件に関しましては、事前に申請を行った上で事業決定されると思いますが、具体的に盛り土、排水整備はどういう形になるか、具体的な計画はまだございません。

1 2 番

(寺師委員)

ありがとうございます。

議長

(吉会長)

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 5 号奄美農業振興地域整備計画の変更（編入）についての意見は「適当とする」として、回答してよろしいか賛成の方は挙手を求めます。

(「全員」挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 5 号奄美農業振興地域整備計画の変更（編入）については審議の結果、農業委員会の意見として、「適当とする」として回答することに決定いたしました。

日程第 6

事務局	<p>議案第66号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>（用稲局長） （事務局の朗読及び説明）</p>
議長	<p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>（吉会長） これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第66号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>挙手多数でご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第66号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。</p>
事務局	<p>（吉会長） 日程第7</p> <p>議案第67号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>（竹田笠利分室長） （事務局の朗読及び説明）</p>

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第67号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第67号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移したいと思います。

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

令和元年 12月2日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員

署名委員

作成者 用稲 工巳